

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月10日 午後1時30分～午後1時53分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

3. 農地法第18条第6項の規定による通知について

4. 使用貸借解約通知について

4. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳
3番 河 野 正 春
5番 原 田 龍三郎
8番 加 藤 和 己
10番 田 崎 明
12番 木 下 正 信
14番 中川原 大 吉
16番 平 川 弘 義
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 新 開 文 則
4番 河 野 義 明
7番 野 田 惠 次
9番 岡 田 佳 子
11番 嶋 芙 沙 子
13番 大 城 祐 吉
15番 河 野 和 夫
17番 内 藤 秋 彦

欠席委員（1名）

18番 池 田 正 幸

出席推進委員（17名）

座席番号 氏 名

21番 田 中 良 和
23番 石 橋 直 幸
25番 松 尾 正 巳
28番 上 原 充
30番 柿 原 廣 典
33番 川 口 広 樹
35番 山 下 久 弥
37番 武 藤 睦 夫
39番 岩 屋 明

座席番号 氏 名

22番 森 静 男
24番 江 崎 須 三 信
26番 堤 貴 大
29番 松 尾 一 則
32番 河 野 通 成
34番 大 城 政 英
36番 古 賀 勝 則
38番 末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸

事務局 係長 相 地 智 輝

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時30分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和3年11月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号18番池田正幸委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号3番河野正春委員、同じく4番河野義明委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

親子間の贈与ということで、休みの日には農業を手伝っておられていますので、地元推進委員としましては何ら問題ないと考えております。皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、法人への貸付けによるもので条件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地を確認いたしました。地元推進委員としましては何ら問題ないと判断

しております。皆さん方の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○28番（上原）

2人は親子関係にありまして、現在同居をして一緒に農業を営んでおられますので、問題はないと思われます。皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、賃貸借となっております。本件は、申請地が市街化区域内に位置しており、経営基盤強化促進法による貸借ができないため農地法3条での申請となっているものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（山下）

申請書に基づき現地を確認いたしました。譲受人が法人でございますので、何ら問題ないかと思われます。皆様方の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、耕作利便のための一体利用によるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

申請書及び現地などを確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。また、譲渡人と譲受人は兄弟でありますので、よろしくお願いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は自己所有の畑、西は宅地及び自己所有の畑、北は宅地、南は水路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し南側水路へ放流します。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置し南側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

これも5日に地元委員さん、事務局、農地委員の方と現地を確認いたしましたが、何ら問題はないと思われましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（原田）

11月5日に地元委員さん、農地委員、事務局で現地を確認いたしましたが、居宅建築のためということで問題ないと思われました。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第31号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第32号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書7ページを御覧ください。周年契約は、田45万2,961平方メートル、畑5万5,551平方メ

一トル、合計50万8,512平方メートルで、件数は141件、筆数は332筆となっております。

議案書8ページを御覧ください。期間借地は田7万1,910平方メートルで、件数は14件、筆数は41筆となっております。

内容につきましては、9ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので、説明は省略いたします。

議案書37ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件となっております。

内容につきましては、次の38ページに記載のとおりです。譲受人の耕作面積が下限面積に達していませんが、法人への貸付けによるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

ここで番号37及び38、39の譲受人につきましては、新規に農業を始められる方でございます。農政委員会の方で面談を行っていただきましたので、報告をお願いします。

○農政委員（河野）

去る10月28日に法人の申請がありましたので、面談を行いました。これは一度上がった農地ですけども、その法人化ですね。場所は山川町の河原内ですね。一応まとまった形で土地を借りてあるようです。そして、そこにグリーンアスパラハウス、6.3メートル幅の60メートルを2棟ですね。それでとりあえずグリーンアスパラを植えると。来年が初収穫の予定です。これがうまくいけば、あと2棟ほど建てていく予定です。

それから、地域の貢献、そういった形で、新規就農者、アスパラですね。新規就農者も受け入れていきたいということでございます。

それと、以前話があったコーヒーですね、コーヒーの木当たりが、大体露地で借りるような形だったろうと思いますけれども、ハウスを建てて、加温してやっていると。初めは小さい面積で、6.3メートル幅の30メートルですね。そして管理人を1名置くと。そういった形で農業をやっていくという形です。それから、農業だけでなく、体験農園の運営とか、休息施設、宿泊施設ですね。そういった農作物以外のこともやっていきたいという考えでございます。地域に貢献したいという考えが強い法人でございました。以上、お知らせいたします。

○議長（徳永）

ただいま議案第32号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第32号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、市街化区域における排水路確保のための転用届出と居宅建築のための転用届出の2件を受理しております。現地・書類を確認し、問題なしと判断しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、市街化区域における資材置場建設のための転用届出を1件受理しております。現地・書類を確認し、問題なしと判断しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が9件出されております。内容については、自作が1件、設定が8件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が7件出されております。内容については、設定が5件、自作が2件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後1時53分 閉会